

## 電話相談窓口

子育てに悩んでいませんか？ 近所に心配なお子さんはいませんか？  
迷わず下記までご相談下さい。

### ●福岡市こども総合相談センター(えがお館)

24時間受付(年末年始を除く)

☎092-833-3000

### ●各区子育て支援課こども相談係

毎週月～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日・年末年始を除く)

区	電話番号	FAX番号
東区	092-645-1082	092-631-1511
博多区	092-419-1086	092-441-1455
中央区	092-718-1106	092-771-4955
南区	092-559-5195	092-512-8811
城南区	092-833-4108	092-822-2133
早良区	092-833-4357	092-831-5723
西区	092-895-7098	092-881-5874

### ●児童虐待防止推進月間特設ホットライン相談

NPO法人ふくおか・こどもの虐待防止センター(F・CAP-C)

11月1日(月)～7日(日)は、毎日開設しています。(通常は、火・水・土のみ)

10:00～14:00

☎092-738-7404

※つながらない場合は「全国・子育て虐待防止ホットライン」へおかけください。

11月1日(月)～6日(土) 10:00～17:00

☎0570-011-077

### ●子どもの人権110番(福岡法務局人権擁護部)

毎週月～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始を除く)

☎0120-007-110

- 緊急の場合には、  
最寄りの警察署または110番を！

みんな  
なで  
守ろう！

虐待死0の  
まちをめざして

つながろう  
子どもの笑顔のために

平成22年8月10日

# 福岡市子ども虐待防止シンポジウム 報告書

虐待死0の  
まちをめざして

～つながろう 子どもの笑顔のために～

近年、子どもの虐待という痛ましい事件が相次いでおり、市民・地域・関係団体・行政が一丸となって早急にこの問題を解決していく必要があります。

市民一人ひとりが、子どもの虐待問題について理解を深め、何が出来るかを考え、虐待死ゼロのまちをめざして取り組んでいきましょう。

みんな  
なで  
守ろう！  
子ども  
たちの  
笑顔

企画・発行 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会  
協力 西日本新聞社(写真提供)  
事務局 福岡市こども未来局  
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1  
TEL 092-711-4170 FAX 092-733-5534

## 目次

「虐待死ゼロのまち」をめざして	・・・	P 1
シンポジウム次第	・・・	P 2
主催者挨拶	・・・	P 3
基調講演	・・・	P 4
パネルディスカッション	・・・	P17
会場からの声	・・・	P28

### 「虐待死ゼロのまち」をめざして

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会は、市民、地域、関係団体、行政が一丸となって、児童虐待防止に向けた取組を推進するため、平成22年5月に、21の関係団体と福岡市が共働で発足しました。街頭キャンペーンの実施や児童虐待防止カードの配付、関係団体との連携強化を図り、福岡市から児童虐待をなくそうとの思いで活動しております。

今回のシンポジウム開催にあたっては、委員会が企画し、一人でも多くの市民の方に足を運んでいただけるよう検討を重ねました。当日は、子育て中の方、子ども関係の仕事に従事されている方、民生委員児童委員、NPO、市民の方など、約750人に参加いただき、市民の方の児童虐待を福岡市からなくそうという思いを痛感しました。

このような思いと一人ひとりの行動が行政をはじめ、福岡市全体に広がっていくことを願って、シンポジウムの内容をまとめた本冊子を発行することといたしました。関係者の方の勉強会、研修会などでご活用いただけることを願っております。

今後も、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会は、「虐待死ゼロのまちをめざして」取り組んでまいります。

## 【シンポジウム次第】

- テーマ 子ども虐待防止シンポジウム 「虐待死ゼロのまちをめざして」  
～つながろう子どもの笑顔のために～
- 主催 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会
- 後援 西日本新聞社
- 日時 2010年8月10日 [火] 13:00～16:30
- 会場 エルガーラホール 大ホール (8F)
- 参加者 約750名
- 内容  
主催者挨拶 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

### 第一部 基調講演

- 「虐待死した子どもが問いかけるもの」  
川崎 二三彦 氏 子ども虹情報研修センター研究部長

### 第二部 パネルディスカッション 「虐待死ゼロのまちをめざして」

#### パネリスト

- 進藤 静生 氏 しんどう小児科医院院長  
平田 伸子 氏 社団法人 福岡県助産師会会長  
蔭山 孝雄 氏 福岡子どもの家 みずほ乳児院院長  
藤村 文彬 氏 福岡市民生委員児童委員協議会会長  
藤林 武史 氏 福岡市こども総合相談センター所長  
石井 美栄 氏 中央区保健福祉センター所長

#### コーディネーター

- 坂本 雅子 氏 特定非営利活動法人 子どもの村福岡副理事長

#### 呼び掛け

- 三宅 玲子 氏 特定非営利活動法人チャイルドラインもしもしキッズ事務局長

#### 総合MC

- 松浦 恭子 氏 特定非営利活動法人 ふくおか・こどもの虐待防止センター



## 【主催者挨拶】

昨今、全国で子どもの虐待事件が相次いでおり、毎日のように、新聞などで痛ましい事件を目にいたします。残念ながら、福岡市におきましても、子どもの虐待事件が相次いでおり、なんとかして、早急にこの状況を食い止める必要があります。

福岡市は、転入世帯が多い都市であり、慣れない土地での生活によって地域から孤立化したり、また、子育ての不安感、負担感などを抱える親も多いという実態もあります。こども総合相談センターでの虐待相談の件数も、平成20年度342件から、平成21年度495件と急増している状況で、社会全体で子どもを見守る体制を強化していくことが緊急の課題であると認識しております。

このようなことから、平成22年5月17日に、市民、地域、関係団体、行政が丸となって、児童虐待防止に向けた取組みを推進するため、21の関係団体と福岡市が共働で、「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」を発足いたしました。推進委員会では、街頭キャンペーンの実施や、関係機関との連携強化などを図っておりますが、さらに、市民の皆さまとともに児童虐待防止に向けて何をすべきか考えていきたい、また、現在子育てに悩んでいるお母さん、お父さんに、社会全体が子育てをしている人を応援しているというメッセージを送りたい、との思いで本シンポジウムを開催することといたしました。

市では、現在、児童虐待死亡事例の検証や、職員等への専門研修の充実などに取り組んでおり、また、市政だよりや市の広報テレビなどを通じて、「近所に心配なお子さんはいないか」等を市民の皆様呼びかけ、相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実についても検討を進めております。

本シンポジウムの開催を契機に、市民の皆さまとともに、子どもの虐待問題について理解を深め、何が出来るかを一緒に考えていきたいと思っています。

また、子育てに悩んでいる人は、一人で悩まず、是非、相談をしていただくよう、心よりお願いします。福岡市全体で子どもを見守り、「虐待死ゼロのまち」をめざして、取り組んでまいりたいと思います。

平成22年8月10日

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

【基調講演】

「虐待死した子どもが問いかけるもの」

子どもの虹情報研修センター 川崎 二三彦氏



～プロフィール～

1951 年生まれ。京都大学文学部哲学科卒業。大学卒業後、児童相談所に勤務。心理判定員（児童心理司）を経て児童福祉司となる。京都府宇治児童相談所相談判定課長を経て、平成 19 年度より現職。現在、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員，日本子ども虐待防止学会監事，全国児童相談研究会代表委員。著書に『子どものためのソーシャルワーク（全4巻）[1 虐待，2 非行，3 家族危機，4 障害]』（明石書店），『登校拒否と家族療法』『非行と家族療法』『父親と家族療法』（共著，ミネルヴァ書房），『児童虐待』（岩波新書）などがある。

昨今，非常に深刻な虐待死の事件が続いております。私の所属する子どもの虹情報研修センターは，虐待の問題について研修等を行っている機関ですので，こうした事態も受けて，特に今年はさまざまなマスコミから問い合わせや取材が続いています。私たちの社会は，今この問題を避けて通ることができないということだと思います。

大阪市 2 幼児放置死事件

皆様ご存じかと思いますが，先月末（注：平成 22 年 7 月末）に大阪市で 2 人の幼児が育児放棄のために亡くなるという事件がありました。大変ショッキングな事件であり，現場のマンションには，連日たくさんの方がお悔やみに来ていることが報道されています。発覚間もないのですが，まずはこの事件について，新聞報道等でわかっている範囲でお話したいと思います。

亡くなったお子さんは，3 歳の女の子と 1 歳の男の子です。お母さんは 23 歳。まだ若い方です。そして，お父さんとは離婚されているという 3 人家族でした。

それにしても，2 人の子どもが同時にネグレクトで餓死するというようなことは，これまで私たちも経験したことがありません。また，このお子さんについては，住民の方が児童相談所に匿名で何度か連絡したけれども，残念ながら命を救うことができなかったということで，大阪市の児童相談所には，今，多くの方から，「なぜ救えなかったのか」「ほんとうにやりきれない思いだ」等々，いろいろな意見や批判が届けられています。

私がこの事例を今日最初に取り上げようと考えたのは，大変ショッキングな事件だということにとどまらず，私たちの社会が想定していなかった事件，今までの対策を超えるような事件だと思っているからです。それはどういうことか。今年は，日本で「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）ができて 10 年になりますが，この 10 年の間，私たちの社会は児童虐待の悲しい事件をたくさん経験し，それらを教訓し

ながら、すでに2度にわたって法律の改正を行ってきました。法律を改正することによって類似の事件を防ごうと考え、全力を挙げて取り組んできたわけです。ところが、そういうふうにして強化してきた法律や虐待に対する仕組みをすり抜けるかのようにして起こってきたのが、この事件ではないかということです。

### 岸和田事件

そこで、まずはこの10年間、どのような事件があり、それらをふまえて虐待の対応システムがどのように強化されてきたかということについて、簡単に振り返っておきたいと思います。

皆様方の中にもご記憶の方は多いかと思いますが、まず最初に取り上げたいのは、平成16年に発覚した大阪府岸和田での事件です。この事件を簡単に申せば、次のようになります。

「平成15年11月2日、岸和田市において、中学3年生男子が保護者の虐待により衰弱した状態で病院に搬送され、同日、警察より岸和田子ども家庭センター（児童相談所）に虐待通告があった。児童は、生命の危機は脱したものの意識不明の状態。平成16年1月25日、父親とその内縁の妻が殺人未遂容疑で逮捕され、2月16日に起訴された」

中学生という年齢でここまでの事態になるということもショックでしたが、この事件はそのほかにも、私たちの社会に大きな問題を投げかけました。

というのも、この時期は児童虐待防止法が施行されてすでに数年が経っていて、学校の教員などは虐待の早期発見に努めなければならず、虐待を発見した者は児童相談所へ通告することが義務づけられていたからです。ところが、教員は虐待について薄々感づきながら、確証がないということで十分な対応をせず、児童相談所も、そうした情報を得ながら十分な対応ができなかった。そのため児童相談所等には激しい非難の声が寄せられました。

折しも国会では、ちょうど児童虐待防止法の改正について議論されていました。そして、一体なぜこんなことが起こったのかということが問題とされ、この事件をも念頭に児童虐待防止法は改正されました。改正点の一つが、疑わしきは通告するというものです。

それまでの法律では、「児童虐待を受けた児童」を発見した者に通告義務が課せられていましたが、虐待のほとんどは家庭の中で起こりますので、直接その現場を見ることはできません。ですから実際には、虐待されているかどうかよくわからないのです。けがをして学校に来た子どもがいても、ほんとうにお父さんが殴ったのか転んだのか、子ども自身も事実を話すとは限りませんから、判断には難しさが伴います。それが虐待の基本的な特徴です。

したがって、確証がなければ通告しないとなったら、虐待されていても、それと断定できない多くの子どもたちが救われないということになります。その端的な例が、岸和田事件だったと言えるでしょう。そこに法律の不備といいたいでしょうか、十分でない点があると思い知らされたために、児童虐待防止法は改正され、以後は「虐待を受けたと思われる児童」を発見した場合には、通告しなければならなくなった。児童虐待防止法が、現実をふまえて改正、強化されたと言えるかと思います。

## 京都府長岡京市の事件

ところが、その後、京都府長岡京市で大きな事件が発生します。私も京都府で働いておりましたので、この事件はよく知っているんですが、「3歳男児に対し、実父とその同居女性（継母）が、平成18年9月中旬頃から“しつけ”と称して食事を与えないという虐待を加え、10月22日頃餓死したもので、実父及び継母は翌日逮捕され、11月10日、保護責任者遺棄致死罪で起訴された」というものです。

この事件に関しては、姉が虐待によって児童福祉施設に入所措置されていたことなど、いくつかの事情があり、住民が何回か児童相談所に通告したにもかかわらず、結果的に十分な対応ができず、いよいよ家庭訪問をしなければいけないと思っていた矢先に子どもが亡くなってしまったという経過がありました。

そこで、この事件を教訓にして、通告があった場合、児童相談所は48時間以内に子どもの安全確認を行うことが望ましいとされました。これは法律に書き込まれたわけではなくて、児童相談所が適切に業務を行うためのガイドラインとされる「児童相談所運営指針」の改定という形で示されました。運営指針は厚生労働省の通知であり、「技術的助言」とされているものですが、その後は全国すべての自治体で、「48時間ルール」がつくられ、中には24時間以内に安全確認をするときめた自治体もあると聞いています。

## 福島県泉崎村の事件

ところが、このように対応を強化しても、まだ難しい問題があります。実は長岡京市の事件が起こった同じ年、それより少し前に、福島県の泉崎村という小さな村で、同じようにネグレクトによる死亡事件がありました。

「平成18年5月28日朝、父母によって三男（3歳）が医療機関に運ばれ、死亡が確認されたという事件で、児童に衰弱、擦り傷がみられたことから、医療機関が警察に通報し、平成18年7月28日、父母が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された」というものです。

では、この子どもはなぜ救えなかったのか。実はこの事件には背景があり、亡くなった子どもの上のきょうだいについて、複雑な経過がありました。というのは、そのきょうだいも虐待されているということで、児童相談所はこの事件が起こる数年前に、立入調査を実施しているんです。この立入調査は、任意の家庭訪問とは違って、正当な理由なく調査を拒めば罰金も科せられる、いわば半強制的なものです。ところがこのご家庭では、児童相談所がやって来ることを重々承知していて、家には電動シャッターをつけていたとも言われており、児童相談所職員が訪問して「入りますよ。開けてください」と言っても、一切応じなかったんですね。このような立入調査を4回実施したんですが、4回とも拒否されたため、結局この家には入れなかった。詳細は省きますが、一番上の子どもは、その後親権喪失の制度を利用して保護されています。そのような背景も影響したのかどうか、その後で生まれたお子さんが、立入調査もなされないままネグレクトで亡くなった、というのが泉崎村の事件です。

こうした事例も受けて、厚生労働省は実態の把握に務め、平成17年度に児童相談所が実施した立入調査207件のうち、20件で執行が困難だったとの結果が明らかになりました。虐待をしている人が家の中から鍵をかけ、調査に応じなければ子どもを救えないということでは、法律として不十分ではないか。という議論があり、こういう事件もふまえてのことでしょう。児童虐待防止法の第2次改正の際に、新たな制度が

設けられました。私たちには少し馴染みのない言葉ですが、それが「臨検・搜索」です。どいう内容かと言いますと、子どもが虐待されていて、保護者が調査に応じようとしない場合には、鍵を壊してでも子どもの保護をしましょうということです。これは非常に強力な手段です。憲法 35 条は住居の不可侵を定めていますので、だれかが勝手に家庭内に踏み込んでくるなんてことは許されません。しかしながら、子どもの命が危ないのであれば、最後はそういう強権を使ってでも子どもの保護を図らなければならない。そのために児童相談所に対してこのような権限が賦与されたわけです。ですから、この改正が実施されれば、最後の最後で子どもを救うことができる、と私たちは考えました。

### 改めて大阪市の事件を考える

ところが、大阪市の2幼児放置死事件は、ある意味でいうと、そういう想定を超えていたと思われます。それはどういうことか。この方はマンションの3階に住んでいたようですが、「マンションで泣き声がする、気になる」という通報があり、児童相談所は48時間以内に家庭訪問しています。ところが、訪問しても全く応答がなかった。

では、立入調査ができるのかということですが、この事例の場合、仮に立入調査を実施しようとしても、難しかったのではないかと思います。なぜかと言えば、先ほども申しましたように、鍵を壊してまでは中に入ることができないからです。このお母さんは、後からわかることですが、幼い子どもを家に残したまま、長期間にわたって留守にしていたわけですから、玄関先で「立入調査ですよ」「罰金も科せられますよ」といくら言っても、そもそも不在ですから効果がない。

いや、このような場合にこそ、先ほど言いました臨検・搜索の制度が活用できるのではないと思われるかも知れません。何しろ、臨検・搜索の場合には鍵を壊して中に入ることができるわけですから。

ところが、現実的には、そう簡単にことが運ぶわけではありません。というのも、この制度は、児童相談所長が「鍵を壊してでも中に入って調査せよ」と職員に指示さえすればできるというものではないからです。子どもの命を守らなければならないとはいえ、憲法で保障される住居の不可侵という権利を超えてでも住居内に踏み込むわけですから、やはり相当な要件が必要だということです。ではどうすればそれが可能となるのか。最終的には家庭裁判所の許可が必要とされます。制度ができてまだ日が浅いということもあるでしょうが、実際に臨検・搜索が実施されたのは、まだ数例です。

ところで、裁判所の許可ですが、この許可を得るためにも結構高いハードルがあります。児童相談所が保護者に対して2度の出頭要求を行い、それでもなお拒否された場合に初めて、裁判所に対して臨検・搜索の許可状を申請することができるしくみなんです。では今度の大阪市の事件はどうだったのか。事件の現場となったのは、どうやら分譲マンションだったようですね。報道によれば、所有者が又貸しするなどして最後に風俗店が借り受け、その店で働いていた母とその子どもたちが店から借りる形でマンションに住んでいたらしい。そのため、児童相談所はマンションの管理会社へ調査に行くんですが、誰が住んでいるか掴めなかった。しかもこの家族は、引っ越してきた後も転入手続きをとっていなかったもので、市役所でも誰が住んでいるかは把握できていませんでした。



ところが、先ほど申しました出頭要求を行うにあたって、児童虐待防止法は「当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない」と明記しています。そうしますとこの家族の場合は、どういう子どもさんが、どういう保護者のもとで暮らしているのか、名前も性別も年齢も、何もわからないわけですから、臨検・捜索の前段階での出頭要求ができないのではないかと、私には思われました。

児童虐待防止法の第2次改正で、鍵を壊してまで入れる制度ができたのだから、これで子どもを保護する最終手段を確保したと考えていたのですが、大阪市の事件は、それに対して改めて問題を提起してきた\*1。先ほど、想定を超える事件だったと申しましたのは、このような意味だと考えていただければよいかと思います。

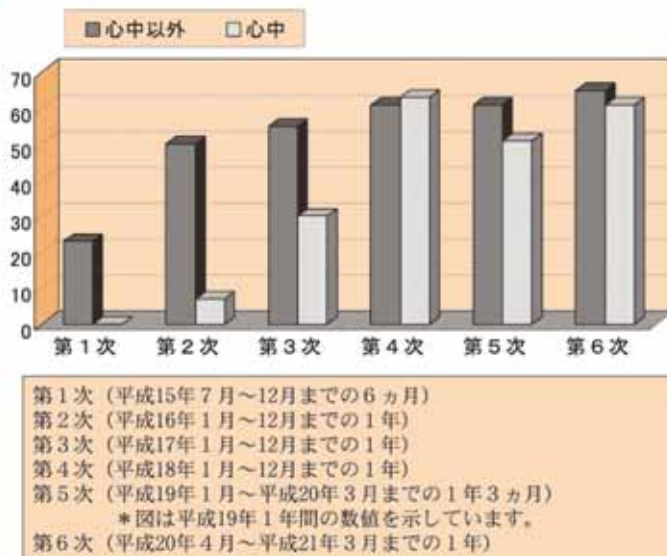
この事件は、そのほかにも、午前5時半に「子どもの泣き声がした」という通告があったんですが、児童相談所が実際に現場へ出向いたのは午後3時頃だったということで、その点も批判されました。要するに従来の取り決めである「48時間ルール」では安全確認が難しいという例が示されたわけで、新聞報道によりますと、大阪市は、事件を受けて児童福祉司等を24時間体制で職場に配置し、あるいは、直ちに現場へ急行するために消防局にも協力をしてもらう、といった体制の強化を図ることになっているといった話も伝えられています。消防は、火災があれば部屋を壊してでも中に入ります。それが準用できるのではないかとということかと、私は推測していますが、こういう事件に対して新たな対策を模索しているということでしょう。

いずれにしても、このような事件が発生すること自体が、私たちの社会の難しさを示していると思います。とはいえ、亡くなった子どものことを考えると、難しいからしかたがないと言ってすませるわけにはいきません。どうすれば子どもたちを虐待死から救うことができるのか、真剣に考えないといけないと思いますし、こうした事件を教訓に、日本の虐待対応システムは、再度の変化、体制の強化を求められているのではないのでしょうか。

### わが国の児童虐待死亡事例

では、私たちの国では、虐待によってどれぐらいの子どもが亡くなっているのか。私も昨年度から厚生労働省の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下、検証委員会）」委員を務めているのですが、この間に検証委員会が発表した報告をまとめてグラフにしてみました。

図を見ればわかるように、残念ながら子どもの死亡事例は決して減少



\*1 本シンポジウムが行われた後の平成22年8月26日、厚生労働省は、新たに「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」という通知を発出し、「出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、(中略)調査を尽くした結果、どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならないと考えられることに留意すること」と述べることとなった。

しているとは言えません。

以下、もう少し細かく見ていきたいと思いますが、最初に、心中のことについて簡単に触れておきます。心中とは、親子心中のことですが、「それって、果たして虐待なの」という議論があるかもしれません。しかし、亡くなる子どもが「お母さん一緒に死のう」「お父さん一緒に死のう」と言うことはほとんどないと思われまますから、親御さんが子どもを道連れに死んでしまう、あるいは子どもを殺害した後で自殺するというのは、子どもの立場からすると殺人というほかありません。やはり児童虐待の一つとして見ていく必要があるかと思えます。

とはいえ、現在の検証委員会の調査では、なぜ心中が起こってしまうのか、そして、どうすればそれを予防することができるのかという点は、まだ十分に解明されているとは言えません。ただし、心中で死亡する子どもの数は、暴行やネグレクトなど心中以外の事例と比べて、その件数は同じかそれに近いぐらいですし、そのメカニズムや対策も、心中以外の事例とは異なると思われまますので、今後、さらに詳しい調査が必要ではないかと思えます。

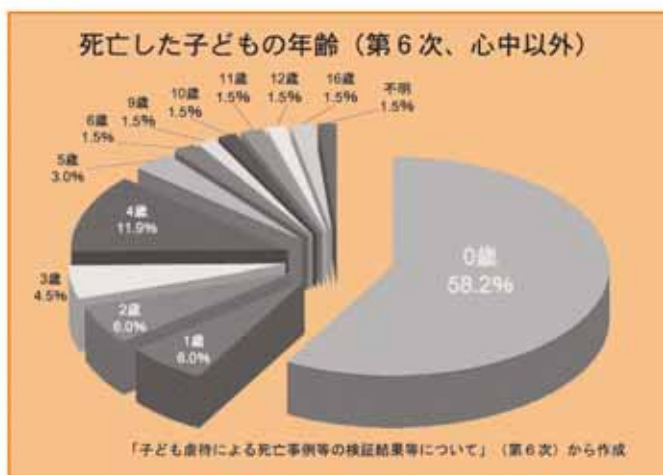
### 圧倒的に多い乳幼児の虐待死

次に心中以外の事例についてみていきます。

ここにお示ししたのは、第6次報告における心中以外事例の年齢構成図です。

平成20年度には、心中以外で67人の子どもが亡くなっています。よく、毎週1人の子どもが命を落としていると言われますけれども、平成20年度はそれより多くの子どもが亡くなっていることとなります。この67人を見ていきますと、圧倒的に0歳の子が多い。そして、4歳までで死亡事例のほとんどを占めています。赤子の手をひねるという言葉がありますが、乳幼児はほんとうにリスクが高いということです。

ところで、0歳について、さらに詳しく検討しますと、その中の4割以上(16人)は出産直後に、つまり0歳0ヵ月0日で亡くなっています。殺害の動機としては、「家族(夫や両親)、職場、学校に知られたくなかった(未婚の妊娠、配偶者以外の相手との間における妊娠)」「育児をする気がなかった」「育児をする能力がなかった。育てられないと思った」「どうしてよいかわからなかった」「出産や中絶する費用、育児のためのお金がなかった」等があげられています。こうした事例が、第6次の検証では特に目を引きました。なお、0歳0ヵ月0日で亡くなっている子どもの母親の年齢分布を見ますと、30歳から34歳が約37%となっており、30代以上が多いのが特徴でした。望まないのに妊娠してしまい、いろいろな事情があつて、育てられないのに産んでしまった方も多いと思われまますので、妊娠期から、あるいは出生後すぐに、「こんなサポートがありますよ」と伝えていくことが必要だろうと思えます。具体的にはどういった施策が有効なのか、今後、ほんとうに考えていかなければいけません。厚生労働省の検証委員会でも、引き続き、この問題について検討していくこととしてい



ます。虐待による子どもの死というのは、私たちが解明したり、新たな施策を立てたりしなければいけないことが数多くあります。そういう意味でも、子どもの死が私たちに投げかけているテーマは非常に重いもの、大きいものがあるのではないかと考えております。

### 関係機関のかかわり

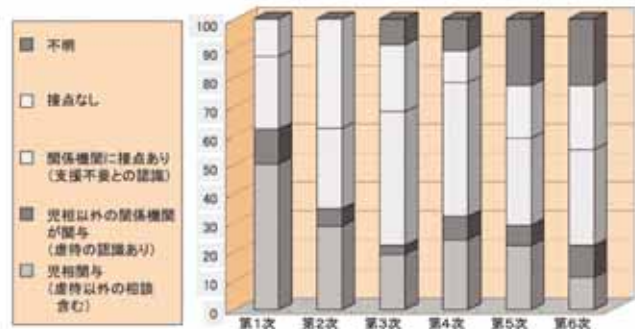
続きまして、関係機関の関与の状況をグラフにまとめてみました。児童虐待防止法が施行された平成12年以降、虐待によって子どもが死亡し、そこに児童相談所が関わっていると、「子どもの保護に責任を持つ児童相談所が関与していながらなぜ救えなかったのか」という点に社会的関心が向けられるようになってきました。あるいは、学校、保健機関、市町村といった部署が子どもや家族と接触していた場合にも、何かそこで救う道があったのではないかと問われる。これが現在の大きな流れになっています。

グラフをご覧ください。図の一番下に置いたのが、児童相談所が関与していた事例です。少し細かく言いますと、この関与の内容は、必ずしも虐待通告としてのかかわりとは限りません。たとえば、知的障害の相談を受けていて、虐待としての相談もなく、虐待事例としての認識もなかった子どもが死亡した場合も、児童相談所が関与していたとしてカウントしています。でも、その上に置いている児童相談所以外の関係機関の関与という項目は、関与した機関に虐待の認識があったものに限定されています。ということは、それだけ児童相談所の責任は重いということかも知れません。それはともかく、その上の部分、「関係機関に接点あり（支援不要と認識）」というのは、読んで字の如し。関係機関に接点はあったけれども、支援不要だと考えていた。言い換えれば、虐待だという認識がなかった事例だと思われます。残りは「接点がない」「不明」となります。0歳0ヵ月0日なんていう事例には、おそらく「接点なし」が含まれているのではないかと思います。

さて、これを見ると、全体として児童相談所の関与事例が減少してきているのではないのでしょうか。先ほど紹介した岸和田事件や京都府長岡京市の事件などでは、児童相談所に対する批判、非難はものすごいものがありました。長岡京市の事件では、当時私も京都府の児童相談所で勤務していましたから、その厳しさは身を以て体験しました。そういう経験も経ながら、現在の児童相談所は、子どもの死をなくさなければいけないという思いをほんとうに強くしてきていると思います。そうした危機感が、この数値に表れているのかも知れません。

そうしますと、このグラフで気になるのは、「関係機関の接点があったけれども、支援は不要という認識だった」という部分ではないのでしょうか。つまり、重篤な虐待で死亡してしまった事例について、周りはそういう認識を持っていない。虐待だと思っていなかったんです。つまり、「え、どうして?」「まさか!」と感じられた事例ではないかと思います。こういった事例がかなりの割合を占めていることも、一つの

○関係機関のかかわり



きな特徴として見ておかなければいけません。逆に言うと、子どもの虐待というものは、こういう重篤な事例でもなかなか見えにくい、非常に難しい問題だということを示しているのではないかと思います。

### 事例から考える

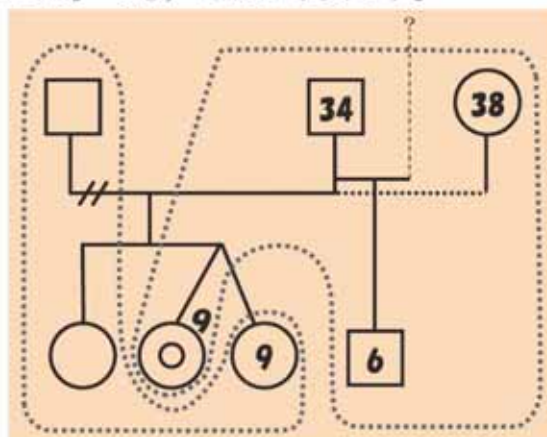
ここからは、具体的な事例について考えていきたいと思います。昨年4月に発生した大阪市西淀川区の事件を取り上げます。ご記憶の方もあるかと思いますが、「平成21年4月7日、大阪市西淀川区に居住する女兒（小4）の母が、夕方になっても女兒が帰宅しないと搜索願を出して多くの人が搜索していたところ、4月23日になって母と同居の男性らが死体遺棄容疑で逮捕・起訴され、その後の6月10日、母と同居男性が保護責任者遺棄致死罪で追起訴された」というものです。

死んでしまった子どもを自分たちがどこかに遺棄しておいて、「いなくなった」と警察に届けていたことから、マスコミなども大きく報道しました。

この事件をなぜ取り上げるかという点、やはり、いろいろと考えさせられる点がある、私たちに大きな問題を投げかけているのではないかと思うからです。以下は基本的に、公表された検証報告書（大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会による報告書）に基づいてお話しいたします。

この事件を見てみますと——多分こういうことは後からわかったんでしょうが、もともとの家族は、父と母、それに姉と双子の姉妹という構成になっています。平成16年に一家で大阪市に越してきました。4年後の平成20年11月に、姉のことで親族が相談しています。どんな相談かという点、母親が姉の面倒を全然見ないので心配だというものでした。ところが、親族が相談した翌日、母子3人が転居するんです。行った先は、今回の事件で逮捕された男性のところ。母子はその男性と同居し、母は実父と離婚します。家族に大きな変動が起こっているわけですが、さらに不思議なことが起こる。というのは、ほどなくして双子の妹だけが父宅へ戻っているんです。なぜなのかは、検証報告を読んでもわかりません。でも、それが事実です。

この家族のジェノグラム（家族図）を描いて見たんですが、非常に不思議な印象を持ちました。父と姉、それに双子の妹が同居し、母は双子の姉、つまり亡くなった児童と二人で別の男性（及びその息子）と同居する。こんな家族の住み方、こういう選択って、いったいどこから出てくるんだろうと思いました。ただし、先ほども申しましたように、援助機関がこういう家族関係をちゃんと把握できるとは限りません。そのあたりも、児童虐待への対応においては難しいところです。



## 虐待の発見と通告

それはさておき、まずは虐待の発見と通告について考えてみたいと思います。平成20年11月に引っ越して、平成21年1月に学校の担任の先生が本人の顔のあざに気づいています。子どもに訊くと、「新しいお父さんにたたかれた」と返事したんですね。そこで母親に「お母さん、どうされたんですか」と尋ねています。これに対して母は、「うちの子はよく転ぶんですわ」と返答しました。でも、先生は納得しない。やはりこれはちょっと気になるということで、教頭先生に報告しています。それを受けて学校はどのように対処したか。「転校して間もないので家族との関係もできていないし、もう少し様子を見ておきましょう」という方針を出しました。

ところで、このような対応は、今年1月に東京都江戸川区で起こった事件のときの学校の対応ともよく似ているように、私は思いました。皆さん方も覚えているかもしれませんが、江戸川区の事件の概略は、次のようなものです。

「平成22年1月23日、東京都江戸川区において、小学校1年生の男児が、食事に時間がかかることに腹を立てた両親から暴行を受け、意識不明になって医療機関へ搬送されたが、翌24日に死亡。本児の体には火傷や古い傷、痣があり、長期にわたって虐待を受けていた可能性があるとして、同日、両親が傷害罪で逮捕され、その後、暴行と死亡との間に因果関係が認められるとして傷害致死罪に訴因変更された」

この事件でも、やはり担任が1月初旬に本人のあざに気づいて管理職に相談し、やはり「注意して見ていく」ということになっているんです。

運動会の練習などで子どもがけがをしたのであれば、事実を報告して対処すれば終わるんでしょうけれども、担任の先生は子どもと話して、おそらく不審なあざではないかと感じたんだと思います。ですから、なぜこの時点で通告に至らなかったのかが問題になります。西淀川事件の検証報告書には、「通告すべきだった」とは書いていますが、なぜ通告に至らなかったのかについては、保護者との関係性への配慮といった点が指摘されてはいるものの、それ以上の詳しい分析はなかったように思います\*2。

穿った見方をすれば、「学校がちょっと抱え込む傾向があるのではないか」ということかも知れません。あるいは「通告した後の対応がよくわからず、不安があるから、通告自体をためらうのではないか」という意見もあるでしょう。この点は一般の市民の方も同じかも知れません。さらには、「通告しても、児童相談所が非常に多忙なためになかなか先に進まない。この程度のけがでは、連絡しても同じことではないか」といった、児童相談所の体制が弱いという問題があるかもしれません。

ですので、「疑わしきは通告すべき」ということは当然のことだとしても、ここで私たちが考えるべきことは、そうした対応がなぜできないのか、といった点を現実に即して十分検討し、いろいろな課題や問題点、改善策を打ち出していくことだと思います。そうしてこそ、通告も促進されるのではないのでしょうか。

\*2 検証報告書は、「学校は、本児が児童虐待の被害を受けているおそれがあることを早期に認識していた。しかし、保護者との関係性への配慮が、『見守り』という判断を招いた」と述べている。なお、本検証報告とは別個に、児童虐待に関する課題解決にむけて各校園への支援を実施している「大阪市児童虐待防止支援委員会」（育委員会事務局が平成17年6月に設置）が独自に行った検証では、この点につき、次のように述べている。「学校は、当該児童の頬のあざを確認したとき、虐待による被害の可能性があることを認識していた。そして、関係教職員による協議の結果、『見守り』を行うと決定した。関係者は虐待に関する一定の危機感を持っていたようであるが、このときに、『見守り』の方法や、期限を決めて定期的に児童の状況を関係者で話し合う体制を取ることはなかった。また、当該児童及び保護者についての情報を転校前の小学校からより多く収集するなど、この時点で可能であったもう少し踏みこんだ検討や対応を行うまでに至らず、『先入観を持たずに指導する』という考えが優先して、虐待に関する家庭の不安要素が打ち消されてしまった」

## 欠席と訪問拒否

次に、西淀川区の事件のその後の状況を見ていきたいと思います。この子は3月11日に発熱、「ちょっと熱が出ているので、体調不良で欠席します」と親御さんが言っているんです。担任の先生は、「インフルエンザにでもかかっていたら心配だから、一回訪問します」と、家庭訪問を申し出たんですが、母親は、「都合がある」とか「おばあちゃんのところへ預けている」と断っています。それでも担任の先生は気になって、今度は3月24日の修了式のあと、「通知表を持っていきますから」と提案しているんです。そうしたら、「今から外出するから来てもらっても困る」と断られる。けがをした、学校を休んだ、訪問をすると言ったらあれこれ理由をつけて拒否する、これは一つのパターンです。

事実、江戸川区の事件でも似たような経過がありました。こちらは、9月に欠席したんです。いろいろ経過はありますが、「自転車で転んでけがをしました」という連絡があった。このときは、家庭訪問した教師に対して暴力を認め、「2度としない」と約束しました。ところがその後、硬膜下血腫で入院したときには、担任が見舞いに行きたいと3回申し出ていずれも断られています。しかも他方では、それ以前の学校の対応に苦情を言ってきたりもしています。余談ですが、学校の対応に抗議するというのは、岸和田事件でもありました。岸和田のほうは「児童虐待でもしているというのか」といった直截的なものでした。それはさておき、江戸川の事件では、その後、「子どもが学校に行きたくないと言っている」といった理由で休ませる旨の連絡があり、やはり担任が3回にわたって家庭訪問しています。ただし、いずれも児童本人には会えていません。このようなことが続いた後、一度は登校したものの、その直後に暴行によって死亡しています。

江戸川での事件の後、文部科学省と厚生労働省は、児童虐待として市町村（要保護児童対策地域協議会）や児童相談所が援助している児童について、学校から定期的に報告しましょうという通知を出しています\*3。私が思うに、単に欠席しているだけでなく、それに加えていくつか気になること——けがをしている、欠席した、訪問しても会わせてくれない等々——が重なった場合には、リスクが高い可能性があることを忘れず、注意深く検討し、適切に対応することが必要ではないかと思います。

## 近隣の目に映るもの

さて、今回の西淀川区の事件に関しては、近隣の住民もある程度気づいていました。以下では、その点を見ていきたいと思います。子どもさんが亡くなったのは4月初旬ですが、直前の3月23日午前3時、マンション住民が110番をしているんです。騒がしい、DV——夫による妻への暴力——ではないかという内容です。警察は直ちに出勤して訪問したんですが、母親が出てきて、「ただの夫婦げんかです」と言ったよ

\*3平成22年3月24日付けの厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」は、次のように述べて児童相談所や市町村と学校等との情報共有を促進するよう求めている。「東京都江戸川区において発生した、児童虐待が疑われる小学校1年生の子どもが亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところである。こうした指摘を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、(中略)『学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針』を作成した」。なお、指針によれば、情報提供の頻度は「おおむね1ヵ月に1回程度」、情報提供の内容は「欠席状況、(欠席があった場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由」とされている。

うです。警察としても、被害者だと思われる当の女性が「大丈夫です」と言う以上、それ以上の関与は考えられなかったということではないでしょうか。

一方、新聞報道によれば、この時期には付近の人が、連日ベランダにいる本児を目撃したり、マンション付近で働く男性らが怒声と平手打ちの音を聞き、虐待とってこども 110 番の旗がたつ家を訪ね、様子を伝えたりもしたらしい。

このような動きをふりかえったとき、私たちはいくつかのことを知らされます。まず第一に、同じマンションの住人であっても、他の家庭の様子は、やはり正確にはわからないということです。先ほども言いましたように、児童虐待を目の当たりにすることはなかなかないんです。ただし第二に、「何かおかしいな」と気づくことはできる、気づく人はいるということです。たとえば、DVではないかと思った人もいたわけですし、近隣の人も、子どもがベランダに出されているということで、何か変だとは感じていたのではないのでしょうか。確証はなくても、何か不審な様子は感じた、虐待の疑いは持ったのではないかと思います。繰り返しますと、虐待というのは、薄々は感じられるんですが、周りの人はそれ以上のことはわからない。ましてや、そうしたことに気づいた直後に子どもが亡くなるなんてことは、考えも及ばなかった。しかし、その断片ならば感じることはできるということです。

したがって、仮にそれらの情報が集まると、これはちょっとまずいのではないかと判断もできてくると思います。情報の共有化ということがよく言われているのはそういうことだと思います。

「え、そうだったの」

「いや、私のところではこういうことがあったのよ」

と、情報が集まってくると、その家族に対する判断、アセスメントもだんだんと正確になっていきます。

もう一つ、別の角度から付け加えますと、虐待の加害者は、「おれはやっていない」と言うことがしばしばあります。素直には事実を話しませんから、不正確な情報が満ちあふれるわけです。江戸川区の事件でも、最初は「自転車で転んだ」などと言って本当のことを話しませんでしたし、当の子どもさんも、最初こそお医者さんに「殴られた」と訴えはしたけれども、その後は積極的に訴えるということではなかったのではないのでしょうか。このように、当事者から正確な情報が得られない以上は、断片的なことも含めて種々の情報が集まることによって初めて、適切な判断もできていくわけです。

そういう意味でいうと、今述べた西淀川の事例は、何人かが「何かおかしい」と気づいていただけに、非常に惜しいと言うのか、残念だと思うんです。それが虐待の通告をすることの大切さ、疑わしい場合でも通告するという意味ではないかと思えます。

## 昔と今の村八分

実は私は、昨夜TBSラジオの深夜番組に出演しておりました。カンニング竹山さんがパーソナリティーで、児童虐待について話し合うという企画のために呼ばれたものです。夜中の12時半ぐらいまで、率直なトークを行いました。またリスナーの方からも、メールやファックスで、「私も虐待したことがある」といった重い内容も含めた種々の意見が寄せられました。それから、今はツイッターが流行っていますから、番組を聴きながらツイッターに140字以内でいろいろなことを書いている方もありま

す。今朝、そのツイッターの呟きを見ていましたら、こんなことを書いている方がありました。年齢はわからなくて、多分男性だと思います。

「おれは今のマンションがすごく気に入っている。なぜかと言えば、お隣さんと何の付き合いもないからだ。互いの干渉もなく気楽に過ごせている。だからこのマンションは快適なんだ。けれど、もしも隣人が何やかやと言ってくるようだったら、おれは即刻このマンションを出ていく」

こんな内容でした。

実は私も、それに似たというのでしょうか、今の話は十分あり得ることだろうと思える体験をしたことがあります。この絵を見てください。

私はずっと京都で暮らしておりましたので、子どもの虹情報研修センターで勤務する際には、横浜で単身赴任をすることにしました。そのためにアパートを借りたんですが、そこは上が2戸、下が2戸、合計4戸の小さい



アパートでした。合計してもたった4家族ですから、一応は挨拶もしないといけなかな、と思って京都のお菓子、今お見せした絵は、ちょっと見栄を張って上等のものを映しているだけで、ほんとうはもっと安いせんべいですが、それを持って訪問したんです。ところが3戸とも、だれも出てこないんです。「おかしいな、電気がついているのに」と思っても出てこられません。とにかく1週間か10日の間、何回インタホンを押したか分かりませんが、全く応答してもらえない。そうしてやっと、最後に1軒だけ応じてくれた方がいたんです。

「すみません。私、この前こちらに引っ越してきたところなんです。ひとり暮らしですし、何かとお世話になるかもしれません。よろしくお願いします。これ、つまらないものですけど……」

「いや、ありがとうございます」

と、その方は無事せんべいを受け取ってくれたんですが、その後こんなふうに言われました。

「実は私、来週引っ越すんです」(笑)

それで終わりです。この人さっさと引っ越してしまいました。結局、渡せなかったせんべいの残り2箱は、私がひとり夜中に食べました。それから何カ月かたったある日のことです。はっと気がついたら、お隣に洗濯物が干してある。ああ、新しい人が引っ越してきたんだなとわかりましたけれど、何の挨拶もありませんでした。

現代社会は、街のどこにでもコンビニがありますし、ネット通販なんかで、何でも買うことが出来る時代です。お隣さんに何かを頼まなければいけないなんてことはほとんどありません。逆に都会に住んでいたら、隣の人がどんな人かよくわかりませんから、妙なかわりを持たれたり因縁をつけられたら嫌だ、かわりを持つのはやめておこうという気持ちのほうが先に立つ。さっき紹介したツイッターの投稿者も、たぶんそんな感覚ではないでしょうか。近隣とつきあわなくても、一人で自由気ままに生きていけるわけですから。

そこで、もう一度、この間の大阪市の事件を考えてみましょう。テレビ番組で見たんですが、マンションのお隣の方が登場しておられました。そして「自分の部屋の壁



一つ隔てたところであの子たちが亡くなっていたとは……」「自分はどうして気がつかなかったんだろう」と、すごくショックを受け、自分を責めていました。泣き声は聞いているんです。でも、まさかお隣でそんなことが起こっていたなんて、考えもしなかったんでしょう。もちろん、近所づきあいなんて全くなかったと思います。

この事件の後、このマンションでは、「やはり、こういう希薄な関係のままではだめだ」「隣近所が多少のおつき合いはしないといけない」ということで、住民たちが集まって相互に交流する取り組みを始めたと聞いています。

考えてみると、昔は村八分ってことがありました。村の掟や秩序を破った者に対して科せられる制裁です。火事と葬式はおつき合いするけれども、あとは一切無視するわけですね。村八分にされたら、もはやその村では生きていけないので、大変厳しい制裁でした。でも今は、村八分どころか、自ら進んで九分の付き合いをやめて、残り一分だけの付き合いになっているのではないのでしょうか、おそらく、葬式のおつき合いもないでしょうからね。お隣で誰かが亡くなっても、よく知らない人に香典を持っていくなんてあり得ない。でも、火事とか災害となったら、やはり隣同士が声を掛け合い、助け合わないといけないでしょう。つまりは一分だけのつき合いで、あとはみずから交流を絶っているということです。

今度の大阪市の事件を見ていてつくづく感じたことは、そうは言っても、やはり人は一人では生きていけないのではないかということです。世の中はどんどん便利になっていますから、別に人に頼らなくても生きていける時代のように見えますが、人は一人では生きていけないし、家族も孤立しては暮らしが成り立たない。私たちは、それを忘れかけているのかもしれないかもしれません。ちょっと煩わしいかもしれないけれども、「お互いさま」という関係ができていく、それがほんとうの意味で地域のつながりであり、そうすることで困ったときに助け合える、また子どもの虐待死を防ぐ、重篤に至る前に気づいて手を差し伸べることができる、そういう社会なのではないでしょうか。

明治の初め、欧米から来た人たちの目に、日本は「子どもの楽園」と映っていたんです。日本ぐらい子どもをかわいがる国はない、日本では子どもをたたっているのを見たことがない、子どもの楽園だ、パラダイスだと言われていたんです。もちろん現在とは条件が違いますから、そんな時代に戻ることは出来ませんが、しかし、現代社会にふさわしい工夫をこらし、困難な条件を克服して、少しでも人とのつながりをつくっていく、関係を深めていくことが必要です。私は、ちょっとしたサークルのような活動だとか、町内会の活動を旺盛にするようなことが、迂遠な道にみえて、実は意外と子どもの虐待を防いでいく道ではないかとも考えています。

子どもの虐待死ゼロのまちをつくるという今日のシンポジウムに、私自身も心から賛同しておりますので、シンポジウムを熱気をもって準備されてこられた方々や、本日のたくさんの参加者の皆様方といっしょに力を合わせ、子どもの虐待死をゼロにしていけることに、私も取り組んでいけたらと思っています。

## 【パネルディスカッション】

- 藤林 武史氏（福岡市子ども総合相談センター所長）  
「福岡市虐待死亡事例から学ぶ」



### 1 福岡市の虐待死亡の状況

この8年間(平成15～22年度)で11ケース、12人の子どもが死亡しています。平成15年から19年にかけては2年に1人ぐらいでしたが、平成19年度に1人、20年度に2人、21年度は5件6人と増加しています。生後24時間以内に亡くなった新生児死亡、心中事例、親の精神不安定、中途養育、若年など背景は多様でした。

### 2 虐待死亡事例の共通項

一人を除いて全員が乳幼児でした。その他にも、転入者、地域や親族からの孤立、保育園や幼稚園への通園がない等の共通項がありました。子ども総合相談センターや区保健福祉センター、医療機関などの関わりはありましたが、虐待のサインはありませんでした。当初の関わりから死亡に至るまでの期間が非常に短いというのも共通の特徴でした。そして、後からの分析や検証でわかったのですが、虐待のサインはなかったけれども、幾つもの虐待に至るかもしれないリスク要因を持っていました。さらに、もうひとつ共通する特徴として、周囲のサポートを利用するのが困難であるという点があって、行政や医療機関と接点を持っていたとしても、サポートをうまく活用することができなかったのです。

#### 頻発する重大虐待事件の特徴(共通)

- 乳幼児が多い
- 転入者、あるいは、地域や親族からの孤立
- 保育園や幼稚園などへの通園通所が少ない
- 関わり当初に、虐待のサインはない
- 重度な虐待への進行が早い。あるいは突然の重大事件の発生
- リスク要因をいくつも抱えている
- 援助関係が作りにくい、安定しない

### 3 虐待リスク要因

虐待リスク要因とは、厚生労働省が発行している「子ども虐待対応の手引き」に書いてあるものです。若年の出産、産後うつなどの不安定な状況、子連れの再婚家庭（ステップファミリー）、転居を繰り返す家庭、経済不安のある家庭、DV、乳幼児健診を受診していない、などがあります。これら虐待リスク要因は、子育て困難な状況と言いかえることもできます。たとえば「親が若年で、子どもが未熟児、転居してきて周囲に知り合いがいない」といった環境

#### 「虐待に至るおそれのある要因(リスク要因)」

- 望まぬ妊娠、若年妊娠
- 産後うつなど不安定な状況
- 精神障害、アルコール依存、知的障害、発達障害など
- 未熟児、障害児、慢性疾患
- 子連れの再婚家庭(ステップファミリー)
- 転居を繰り返す家庭、親族や地域から孤立した家庭
- 経済不安のある家庭
- 夫婦不和、DVなど不安定な状況
- 定期的な健康診断を受診しない

子ども虐待 対応の手引き(平成21年3月31日改正版)

の中での子育ては非常に困難な状況です。いくつかのリスク要因、言いかえると、子育て困難な状況を持っている保護者に対して、そのニーズに応じたサポートを提供すれば、虐待は予防できた、少なくとも死亡には至らなかったのではないかと思います。

このように考えてくると、「虐待のサインの発見、通告、児童相談所や行政機関の介入」という流れと別に、もう一つの流れが必要になってきます。「虐待リスク事例（複数かつ複雑なニーズを抱える事例）を把握し、困難な状況を的確にアセスメントし、そのニーズに合わせた子育て支援を提供していく」という流れです。

### リスク要因とは＝子育て困難な状況

リスク要因を抱えている保護者  
(ひとつの、複数の、多数の)



子育ての困難を抱えている保護者



ニーズに応じた子育て支援

子育て困難の解決  
虐待の予防  
子どもの問題行動の解決  
健全な成長や発達

### 虐待サインの発見→通告→介入→重症化の防止

虐待リスク事例(複数かつ複雑なニーズを抱える事例)→相談(把握)→アセスメント→ニーズに合わせた子育て支援→重症化の防止

## 4 関係がつくりにくい人に対する支援

支援を提供しようとしても関係がつくりにくいという方々があります。家庭訪問をしてもなかなか扉をあけていただけない、あけていただいてもなかなか心が開かない。相談にお見えにならないし、関係が安定せず途切れてしまうことも多いのです。このような自ら相談に来ない保護者に対して、適確にアセスメントし支援していくということが、子どもに関わる専門職、援助職の課題であり、援助技術のレベルアップが求められています。

## 5 身近な支援ネットワーク

孤立した親や家庭にどうアプローチしていくのか、だれがアプローチするのか。相談機関である児童相談所や保健福祉センターが何らかの形で把握してアプローチしていくというだけでは全然届きません。もっと身近な医療機関、または学校、保育園、幼稚園、または乳児院、児童養護施設、里親、弁護士、電話相談、民生委員児童委員など、その人にとって身近に感じる人が、関わる可能性を持っています。また、一人ひとりの市民が何らかの形で相談を受けることもあり、そこから相談や支援につながっていくことで子どもの命を救うことがあると思います。

● 平田 伸子氏（社団法人 福岡県助産師会会長）  
「助産師ができる、産まれる前からの支援」



### 1 助産師の活動

助産師は、産科医療現場での助産業務以外にも専門性を生かし、思春期保健教育や赤ちゃん訪問、育児相談会などの地域活動も行っています。

出産は女性を母にする特別な心理状態となる時でもあります。たとえ子ども時代に愛されなかった親でも、お産の時に心優しく寄り添う助産ケアを受けることのできた女性は、出産体験が大きな感動となり、母性感情が急速に芽生え、母性愛が育まれていくことが明らかになってきました。妊娠期から妊婦健診等を通じた妊婦との関わり、出産のときの長時間にわたって寄り添い励ますケア、出産直後の児とのスキンシップ、母乳育児など、周産期のかかわりは、産んだ女性から母性愛ホルモンを引き出し、母性を目覚めさせるために重要な機会です。妊娠期から産後の健診まで、母親そして時にはそのパートナーともかかわりを持つことができるのが産科医療の場における仕事の特徴でもあります。

### 2 周産期を取り巻く現状

子ども虐待による死亡事例等の検証結果（厚生労働省）を見ると、ほとんどが産科医療の領域に関連しています。死亡した子どもの年齢では0歳児が5割、特に1ヵ月未満に集中しています。そして、妊娠期・周産期の問題が6割弱です。

あらためて、母子保健領域の重要性が再認識させられます。出産の場で働いている者は、どの領域よりも妊産婦と濃厚に関わり、虐待リスク発見の機会を多くもっています。

出産を取り巻く状況は大きく変化し、低出生体重児、2,500g未満の出生割合が1割近くを、さらに、生殖医療の発達により多胎児の出生が増加し、早産の出生とも連動しています。高齢出産もこの30年足らずで4.6倍に増加しました。10歳代の出産、これは年間15,000件くらいが続いているが、生物学的な親にはなれても、親性の発達を極めて未熟な若者の増加が感じられません。平成20年度の20歳未満の人工妊娠中絶率を上位8位までをグラフ化すると福岡県が第一位を示し、福岡では、虐待ハイリスク要因の一つである望まない妊娠が水面下になんかあることが推察されます。

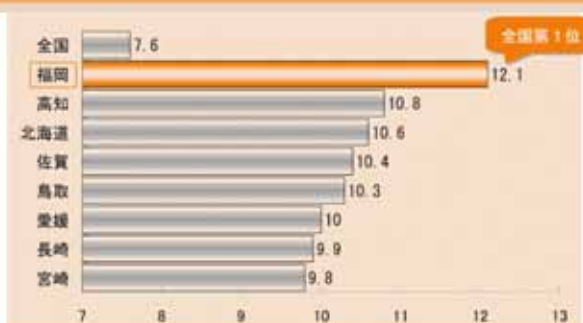
#### 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の概要(第5次) 浮き彫りになった母子保健の問題



母子保健領域の重要性

#### 20歳未満の人工妊娠中絶率

(平成20年 都道府県別)



### 3 助産師会の取り組み

助産師会では、特定非営利活動法人ふくおか・こどもの虐待防止センター（F・CAP-C）の運営委員の方々の多大な協力により、何回もの「周産期からの子ども虐待予防」セミナーを実施し、虐待予防という観点からあらためて気づきや早期発見、地域連携の重要性を再認識できました。

お産に関わる仕事では、飛び込み出産もまれにはあるが、母になっていく殆どの方が妊婦健診を通じて何度も出産施設を訪れ、お産の入院では5～6日間の連続した関わりができる。気になる妊婦は地域と連携しながらサポートしていきることができることをこれまで以上に意識していきたいと思っています。気づく、寄り添う、そして母に育てる支援をする、地域につなぐ。豊かな出産体験となるよう支援し、母性愛ホルモンをしっかり引き出していける専門ケアをこれからも追及していく必要があります。

### 4 こだわり、支援すべき「母乳育児」

虐待を受けた子どもの調査で母乳哺育育児はわずか4.6%に過ぎなかったという研究報告書があります。母乳哺育を強調すると賛否両論でてきますが、子どもの虐待予防のためには、育児の原点である「母乳哺育」にまで立ち返ることの重要性を叫びたい。そのためのアプローチの方法を誤っては逆効果となりますが、ほ乳類である人間としての原点に戻って、母乳哺育から始める・母乳を人生の第一歩に与えられる、このことを特に大事にして産後は暖かく支援していきたいと思っています。

#### 気になる数値

- 母乳哺育児 4.6%
- 子どもの虐待防止は、育児の原点中の原点  
「母乳哺育」にまで立ち返って考えなければ！

子どもの虐待とネグレクト(2003年12月)巻頭言より  
小池通夫(和歌山県立医科大学小児科 名誉教授)

### 5 これからの活動

産科医療に関わる者として、これからも妊娠期や周産期を通じ新たな家族のスタートを応援していきます。安全分娩とともに、これまで希薄であった社会心理学的な親にするための支援について、妊娠期からの関係性作りをこれまで以上に意識して、助産外来や院内助産など専門的ケアの提供ができるよう努力します。さらに、助産師会は、本職以外に専門性を生かし、「いのちの教育」「思春期保健教育」や「赤ちゃん訪問」、「育児相談会」などの地域活動も続けていきます。

#### 出産前からの主な取り組み

- 妊婦の定期健康診査時は早期発見、気づきの場にも  
↓  
愛着形成支援の場にも
- ・気になる妊婦の早期発見(ハイリスク状態の確認)
  - ・胎児への話しかけや胎児に関する情報提供
  - ・タッチング促進への介入(腹部上から胎児に触れる機会を作り出す)
  - ・胎動への感受性を高める
  - ・健診結果説明による胎児の成長をイメージさせる
  - ・母子健康手帳の記録を通じた介入
  - ・同伴しているパートナーへの説明
  - ・両親学級への参加による親準備教育のすすめなど

妊婦健診は、妊婦と複数回、濃厚に接する機会

- 進藤 静生氏（しんとう小児科医院院長）  
「虐待死亡事例を経験してー城南区での取り組みー」



## 1 地域の現状

以前勤務していた市では、10カ月の間に11例の虐待を受けた子の診察を経験して、私自身も驚いていました。その後、福岡市で開業して、虐待を受けた子が少ないと思っていたところ、年々増えてきました。日本の社会全体の流れではないかと思っています。

## 2 城南区での取組

城南区では、平成13年1月に城南区子どもの虐待防止ネットワーク会議がスタートし、平成18年8月22日から福岡市城南区要保護児童支援地域協議会へ名称変更されました。

代表者会議が年に2回、実務者会議が年3回開催されています。実務者会議には、日常業務の中で、「このお母さんは手助けが必要かどうか」を気づいてほしい、看護師や受付職員も参加しています。

### 城南区の取り組み

福岡市城南区要保護児童支援地域協議会  
(平成18年8月22日設置)

- ・代表者会議(2回/年)  
医師会、弁護士会、保育協会、幼稚園連盟、  
社会福祉協議会、乳児院、民生委員児童  
委員協議会、早良警察署、小学校、中学校、  
福岡市立こども総合相談センター  
城南区保健福祉センター
- ・実務者会議(3回/年)  
(子どもの虐待防止研修会)
- ・個別ケース検討会議(23回/現在まで)

## 3 城南区での虐待死亡事例

城南区では、不幸にも平成22年1月に虐待死亡が発生しました。他県より転入した世帯での事例で、私の小児科に通院していました。転入する前の県からは、母親が育児ノイローゼ気味で精神科受診中で、福岡市へ転入するという連絡は行政同士ではあったものの、小児科医にはその情報がおりにきませんでした。これは我々の反省でもありますが、もしその情報を我々にも提供されていたら、何か対応というか予防の方法、私自身、受付、看護師さん、いろいろな人のサポートがもう少しできたのではないかという気がしています。

### 死亡事例を経験して

#### 1歳・女児

他県より転入。他県からは、母親が育児ノイローゼ気味で、精神科受診中で福岡市へ転入するとの連絡あり。しかし、小児科医への連絡はなく、新聞報道の後、警察より照会の書類が来て、カルテを見て3回の受診歴があることが判明。

#### 4 受診時を振り返って

福岡市の10カ月健診では、健診票の中に、「子育ては楽しいですか、子育ては心配ではありませんか、疲れませんか」など、お母さんの育児感情を聞く欄があります。振り返ると、城南区の事例では、育児は楽しくない、心配である、疲れるに丸がつけてありました。非常に育児に対して否定的でした。

そして、何か心配事はありますかとの欄には、「目の焦点が合いません」、

「お座りがまだできていません」、「成長が遅いです」などの訴えがありましたので、私は実際に目の前でお座りさせてみたりし、「お母さん、お座りができますし、異常はないですよ」と伝えました。しかし、それでもお母さんは心配だったのです。

#### 受診歴の中から考えたこと

10ヶ月健診、予防接種、感冒で合計3回受診

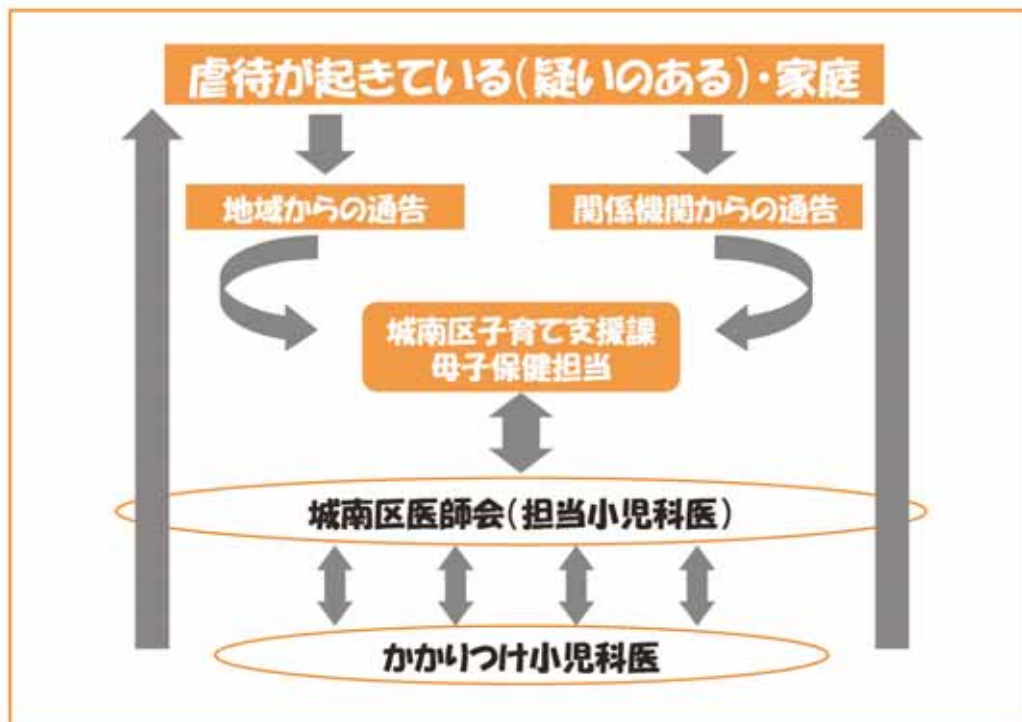
10ヶ月健診では

- ① 育児は 楽しくない 心配である 疲れる  
などの否定的な項目に○
- ② 目の焦点が合わない  
お座りができない  
成長が遅いなどの訴え → 実際は遅れはなかった

→保健師の訪問を勧めたり、  
区への情報提供ができなかったか

#### 5 今後の取組

死亡事例を経験して問題点を洗い出した結果、情報のオープン化と共有化が大切だという結論に達し、行政が育児不安や育児ノイローゼなどの母親の情報を入手したら、まず、メンバーの小児科医に連絡をして、かかりつけがどこの小児科医であるかを確認し、その小児科医に連絡し、母親および児童の対応に配慮するというシステムに変更しました。現在のところ城南区では対象児童や母親の状況は確認できています。今後このようなシステムを全市的に広めていき、虐待予防につなげて行きたいと考えています。



● 蔭山 孝雄氏（福岡子どもの家 みずほ乳児院院長）  
「乳児院から、早期支援の取り組み」



### 1 乳児院とは

乳児院は、児童養護施設や里親の方と一緒に、虐待を受けた子どもたちを預かり、養育する役割を担っている児童福祉施設です。虐待防止、24時間子どもの命を守るとりでだとされています。

### 2 預けられた子どもたち

みずほ乳児院には、生後すぐに入所してくる子どもたちもおり、子どもによって状況は違いますが、2、3カ月と家庭で育ってきた子どもたちもいます。その子どもたちの様子を見てみると、家庭でどんな育てられ方をしたかが手にとるようにわかります。

最近入った赤ちゃんは、1カ月ちょっとで入ってきたにもかかわらず、目と目が合わないし、抱かれていなかったのか、安心して養育者に抱かれません。私も結構赤ちゃんをだっこしますが、安心して抱かれてくれません。もぞもぞして居心地が悪いような動き方をして、見つめてもすぐ目を背けたりする赤ちゃんもいます。家庭できちんと目と目で見つめ合って、「おなかがすいたんだね」「おむつがぬれたんだね」、そういう言葉がけをしながら子育てを受けていない赤ちゃんも中にはいるのではないかと思います。

### 3 母親へのアプローチ

現在、22名の子どもを預かっていますが、親が全くいないという子どもはだれもいません。みんな親がいます。22名のうち、親の面会がある子どもたちは21名です。あと1名が、自分では育てられないということで、この子どもは現在、里親交流をしています。

乳児院スタッフがまず親がわりになって子どもとの関係をつくります。その後、保護者の方に定期的に面会に来ていただく中で、子どもがこの人が自分の親なんだと理解し、この人は信頼できる大人なんだと学んだ後、子どもを自宅へ帰すようにしています。これを乳児院では、愛着のバトンタッチと呼んでいます。

### 4 まとめ

虐待の世代間連鎖と言われるが、虐待だけではなくて、子育ても世代間を通して伝わっていています。育児や子育ての気持ちみたいなものを乳児院スタッフから保護者の方が学び、お互いに子どもを成長させることで喜び合いながら二人三脚してあげるといふ役割を乳児院は担っていると思っています。

乳児院だけではなくて、社会的養護のあり方には施設養護と家庭的養護がありますが、いろいろな可能性があって、子どもたちが安心して生活できる場が今後増えていけばいいと思っています。



● 藤村 文彬氏（福岡市民生委員児童委員協議会会長）  
「地域で守る虐待死ゼロの活動」



### 1 民生委員とは

民生委員は、児童福祉法で「児童福祉問題を担当する児童委員に充てられたものとする」となっています。民生委員児童委員は、地域福祉の担い手として位置づけられています。

福岡市の場合、小学校区を地域の単位としてとらえ、児童問題では、担当地域（平均 330 世帯）をもつ民生委員児童委員と校区全体を受け持つ主任児童委員との連携で活動しています。

### 2 民生委員の仕事

虐待があっているのではないかという情報を担当地域を受け持つ民生委員児童委員がつかんだ場合は、主任児童委員、地区民児協会長に連絡し、連携して対応します。そして、状況を把握したら、専門の関係機関・団体につながります。また、逆に、関係機関から主任児童委員等に情報が入った場合、該当する地域の民生委員児童委員と地区民児協会長に連絡をし、連携して情報の確認に当たります。

### 3 児童問題に関する事例

児童問題で関わる事例のベスト5は、①児童・生徒の引きこもりや不登校、②児童虐待、③経済的困窮・低所得世帯の課題、④育児不安・育児ストレス、⑤ひとり親家庭の孤立です。発見経緯のベスト3は、①関係機関から依頼②支援を必要としている親子・家族の近隣の方からの相談（通報）③民生委員児童委員・主任児童委員の個別の訪問活動等です。

ケースに対応する場合、地区民児協（94 地区民児協）会長を中心に担当地区民生委員児童委員と主任児童委員が連携し、見守り、専門の関係機関団体につながります。また、関係機関・団体のベスト5は、①学校、②市・区の児童相談部・課、家庭児童相談室、③児童相談所、④市・区の福祉担当部・課、福祉事務所、⑤保健所です。

### 4 児童虐待に係る取組

福岡市では生後4ヶ月の赤ちゃんのいる家庭を民生委員児童委員、主任児童委員が訪問する「すこやか赤ちゃん訪問事業」に取り組んでいます。子育て情報等をお伝えすることが主ですが、問題がある場合、早期発見にもつながっています。また、ひとりで抱え込むことを避けるために、毎月1回開催される地区民児協の定例会で、ケース研究としてチームで知恵を出し合っています。さらに、地区民児協の定例会では会のはじめに、民生委員児童委員信条と児童憲章前文を唱和していますが、児童憲章前文が守られれば虐待は防げると思います。

### 5 今後の取組

民生委員児童委員あるいは主任児童委員は、地域の情報をキャッチするアンテナ役、それを専門の関係機関・団体につなげるパイプ役として、地域で守る虐待死ゼロの活動に取り組んでまいりたいと思っています。

● 石井 美栄氏（中央区保健福祉センター所長）  
「虐待死ゼロをめざす母子保健」

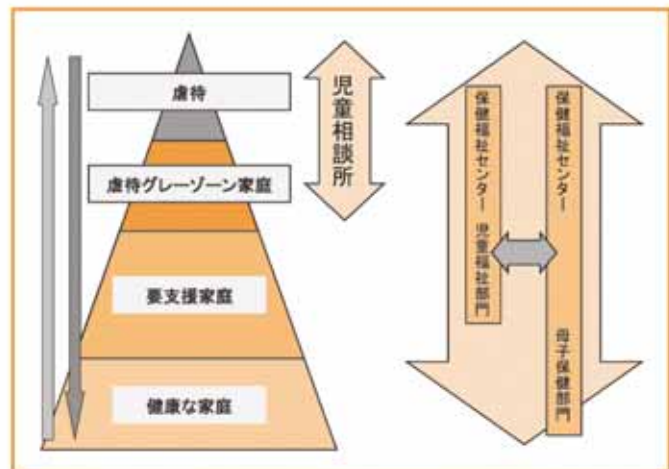


1 区保健福祉センターで

各区役所の子育て支援課において子どもの相談、その中で虐待の相談も受けています。年々相談の件数は増えており、昨年度は延べ4,570件、そのうち虐待の通告件数は568件に及んでいます。

2 母子保健の虐待予防活動

児童相談所は、重大な虐待の家庭やグレーゾーンの家庭にかかわることが多いのですが、各区の保健福祉センターは、健康な家庭から虐待の家庭への支援まで幅広く対応しています。母子保健は、乳幼児健診や妊産婦健診などすべての子どもと家庭の子育て支援を行い、その中で、特に支援が必要な家庭を把握して、家庭訪問など、その家庭のニーズに応じた個別の支援を行うことによって親子を育てる支援を行う仕組みを持っています。

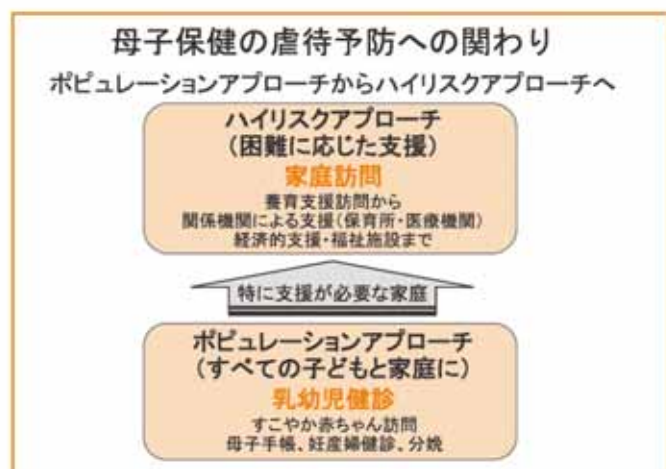


今、若い世代にとっても厳しい社会情勢の中で子育てがとてども孤立化しているため、どのような家庭でも容易に一つ上、二つ上のランクに上がっていくことはあり得ます。これを少しでも下のランクに下げていくための取組が、母子保健などでの虐待予防活動といえます。

3 ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ

ポピュレーションアプローチとは、乳幼児健診や母子手帳、妊婦健診、赤ちゃんに対する健診、民生委員が行っているすこやか赤ちゃん訪問事業などのすべての子どもと家庭に行う取組のことです。

母子保健は、すべての子どもと家庭の子育て支援を行って、その中から育児に悩んでいたたり、さまざまな状況で特にサポートが必要な家庭を把握し、その方たちに保健師の家庭訪問をはじめ、保育所など関係機関による支援など、その家庭のニーズに応じて個別に、継続的に支援を行うことによって虐待を予防する仕組みを持っています。



#### 4 福岡市母子保健事業検討会

福岡市の虐待死亡事例では、乳幼児健診が未受診だった、すこやか赤ちゃん訪問で会えなかった等、ポピュレーションアプローチの保健サービスを受け入れない家庭がありました。児童相談所には虐待疑いの家庭としては把握されていませんでしたが、母子保健は妊婦から乳幼児を対象とするシステムを持っているため、何らかの形でかかわりがあったり、またかかわることができたかもしれない家庭でした。

これは、私たち市の母子保健関係者にとっては本当に大きな衝撃であり、これを受けとめて、福岡市の母子保健事業検討会を立ち上げ、現在、虐待予防の視点で、母子保健事業の大きな見直しを始めています。

来年度からの実施を目指し、虐待予防の視点で、すべての子ども、家庭に目を配るということで、現在9割以上の方が受診している乳幼児健診ですが、この未受診者のフォローを以前よりもきめ細かに行うことを検討しています。

さらに、支援を必要とする人をきめ細かく把握し、適切な支援を行うため、乳幼児健診の間診の充実、妊娠時期からの支援の強化など、家庭訪問等の個別の支援サービスを充実することを検討しています。

#### 母子保健事業検討会での検討の方向性

(H23年度～実施をめざす)

##### 虐待予防の視点で

##### すべての子ども・家庭に目を配る

- 乳幼児健診未受診者フォローの見直し
- 転入者の問題・・・

##### 支援を必要とする人をきめ細かく把握し適切な支援を

- 乳幼児健診の充実  
(お母さんの気持ち・子どもの発達に関する問診を強化)
- 妊娠時期からの支援の強化
- 家庭訪問など、個別の支援サービスを充実！

#### 5 まとめ

福岡市のすべての子どもたちのために、子育てに困難が伴う現代の社会で、行政内外のさまざまなところからキャッチしたニーズを持つ家庭に、いかに心に寄り添った具体的なサポートを提供できるか、つまり早期発見と早期支援の仕組みを充実させていくか、今、子どもたちから福岡市が問われていると考えています。

#### これからの課題となっていること

- ・医療機関・各相談窓口・関係者との情報共有・連携：連携・ネットワーク
  - ・サポート側のスキルアップ：窓口・電話・家庭訪問等
  - ・相談しやすい窓口のあり方：広報も含めて
  - ・支援を求めない(サービスがなかなか届けられない)親へのアプローチ！
  - ・(子どもにとって)ニーズを持つ家庭には、さまざまなサービスを総動員して届ける、という姿勢が必要では・・・
- 「待つ」サービスではなく、「届ける」サービス

[コーディネーター]

● 坂本 雅子氏（特定非営利活動法人子どもの村福岡副理事長）

虐待死亡事例をみると、特に乳幼児の小さい命が失われています。これを緊急事態ととらえ、日頃から特に若い子どもたちと家族を支援している方々から、幾つかの活動を報告していただくとともに、提案もしていただきました。



虐待死亡、虐待発見の大きな役割を果たしている医療機関と行政等との児童虐待に係る情報共有については、情報交換を目的とした区役所の要保護児童支援地域協議会、子どもを守る地域ネットワークがもっと活発になることが大事だと思います。

乳児院が行っている一時保護委託は、乳児院だけではなく、市民の方、例えば自分の校区の子どもたちを身近な地域の方が預かることもできますので、ご家族の緊急事態に対応して市民ができることとして、皆さんに訴えていきたいと思います。

虐待死ゼロというのは大変大きな困難な目標だと思います。しかしながら、地域の一人ひとりが、親と子の心の扉を開く小さな力を持っています。たとえば、「コンビニの方々が子どもを見守り、親切にしてくださいという活動は、ある都市で始まっている」と聞いています。子どもの命を守るネットワークが、身近な地域で定着するよう、今後とも虐待死ゼロのまちづくりという視点で一緒に進めていければと思っています。

## ～会場からの声～

### ○内浜保育園

地域のいろいろな方々に助けられて、保育園も一生懸命やっております。区役所からいろいろな情報をいただき、こども相談員の方などにほんとうに助けられてしておりますし、保育園では、その時間だけでも子どもが安心して過ごしているのではないかなといつも思っております。

### ○福岡市里親会会長

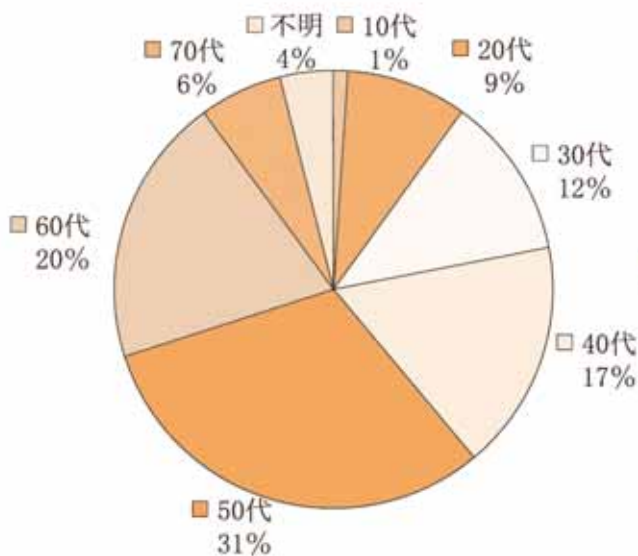
1年365日一緒に生活していると、すっかり我が子になってしまいますが、最近思うのは、どんなにかわいくとも我が子にしてはならないということです。子どもはどんな子も社会の宝物ですから、一旦授かった以上は責任を持って育て上げ、社会に送り出すという親の責務があります。自分の所有物にしてしまうと、親の身勝手な育児放棄により、このたびの大阪市の幼い子どもたちのような悲劇が生まれるのだと思います。

福岡市と私たち里親が、里親を増やし、社会的養護の子どもたちの里親委託を進めていますのは、迂遠な道ではありますが、このような虐待の連鎖を断ち切るためだと思っています。温かい家庭のイメージをしっかりと持って育った子どもたちが親になったとき、自分の子どもを虐待することはないと思います。

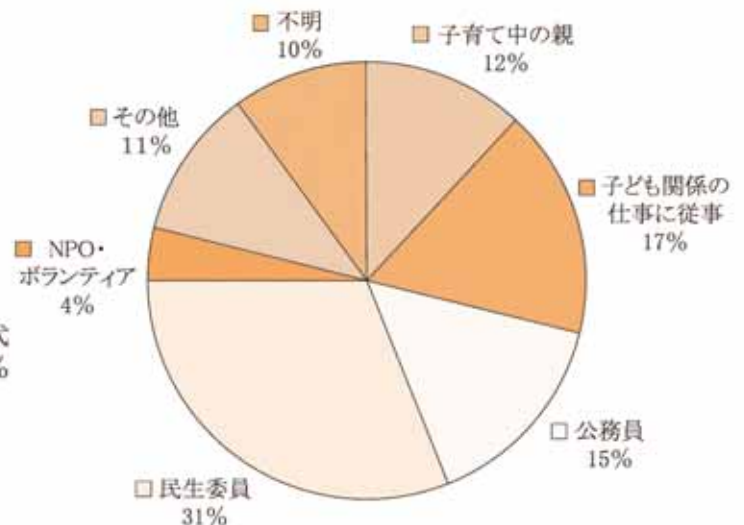
仕事と子育てをほぼ終えられた団塊世代の皆さん、虐待死が相次ぐこの社会を何とか変えたいと思っておられる皆さんたちに、ぜひ里親さんになっていただきたいと思います。心からのお願いです。

## 子ども虐待防止シンポジウム 来場者アンケート結果

【年代】



【職種等】



## アンケートの主な意見

### ①シンポジウムの感想

- ・ 実例をあげての内容で切実感があり、今後役に立つと確信した。本当に来て良かったと感じた。
- ・ 様々な立場からの言葉を聞いて、とても響くものがあった。今日から、新しい一歩が踏み出せるよう努力したい。
- ・ 子どもの虐待防止に努めて活動しているたくさんの団体があることに安心した。今後も情報、連携を密にして防止に努めて欲しい。
- ・ 子育て中の親として、広報担当者として、地域の一員として、これからやらねばならないことはたくさんあると痛感した。
- ・ いろいろな機関が頑張るだけでなく、市民も一緒に巻き込んで支援していきたい。
- ・ たくさんの方が関心を持ち、参加していることに福岡もまだまだ頑張ることができると思った。
- ・ 虐待死ゼロを目指し、私なりに頑張りたい。
- ・ 子ども達のために自分に出来ることを見つけながら努力していこうと思う。

### ②子ども虐待に関する意見、子ども関係の仕事・活動での悩み、子ども虐待をなくすために必要なことは何か、等自由記入

- ・ 子育ては、母親だけでなく、父親の役割も重要。
- ・ 子育て世帯を孤立させないことが重要。
- ・ 虐待は、見守るだけではなく、行政や地域が積極的にサポートしていくべき。
- ・ 子ども虐待をなくすため、母親が気軽に話ができる母親同志のネットワークが必要。
- ・ 地域での見守りを今以上にしっかりしていきたい。
- ・ 一人で抱え込んでいる保護者が多いように感じる。保育士に何が出来るのか、改めて考えたい。



# 「虐待死ゼロのまち」をめざして 私たちに何ができるか、 話し合い、行動しましょう。



虐待による子どもの死亡事件があとを絶ちません。  
こんな悲しいまちにしないために、私たちに何ができるか、考えましょう。

想像してみましょう。  
抱きしめてもらいたい母親に、突き放された、その子の悲しみ。  
ほほえんでもらいたい父親に、置き去りにされた、その子の恐怖を。

耳を傾けてみましょう。  
死んでしまったその子が、命をかけて訴えたかったこと。  
短い生涯を終えなければならなかった、その子の無念に。

思い出してみましょう。  
泣きやまぬわが子に、思わずイライラした、あの日。  
涙によごれて眠ってしまった顔に、胸しめつけられた夜のことを。

思い出してみましょう  
わが子の誕生に感動して、涙したあの日。  
つらいときに私たちの心を癒してくれた、あの笑顔を。

私たちに何ができるか、話し合いましょう。  
そして、立ち上がり、できることから行動しましょう。  
市民も行政も、地域も企業も、そしてメディアも。

あらゆる人に呼びかけます。  
「虐待死ゼロのまちをめざすネットワーク」に、どうぞあなたも参加してください。

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会



子どもが虐待で死ぬときは、子どもも親もが社会から見捨てられている。  
そこで子どもは、頼る人もなく、過酷な生活に耐え、力尽きて孤独に命を閉じる。

日本子どもの虐待防止学会会長 小林美智子